

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

地方公務員法第 39 条では、職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと規定しています。この規定に基づき、任命権者として、様々な研修を実施しています。また、同法第 40 条第 1 項の規定に基づき一般職の執務について勤務成績の評定を統一的行っています。

(1) 職員研修概要

区分	人数
階層別研修	800
専門実務研修	198
特別研修	710
派遣研修	181
通信教育講座	61

(2) 消防局職員研修概要（上記以外に消防局で実施したもの）

区分	人数
千葉県消防学校・消防大学校等派遣研修	20
専門実務派遣研修	33
資格取得のための派遣研修	8

(3) 勤務評定概要

定期評定	1月1日を評定基準日として、前回の評定基準日から当該評定基準日の前日までを評定期間として、育児休業等の長期休職中の職員や休職等から職務復帰後3月以上経過しない職員等を除いて実施
条件附採用期間評定	条件附採用期間開始の日から6月経過後の日の7日前までの期間を評定期間として、条件附採用期間中の職員を対象に実施